

基金情報

No. 15

平成15年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445
ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

平成15年5月・主要事業概況

| 事項 | 5月末数 | 対前月増減数 | 事項 | 5月末数 |
|--------------|------------|--------|-----------|-------------------|
| 事業所数 (件) | 267 | 0 | 年金掛金 | 調定額 145,720,120円 |
| 加入員数 (人) | 男子 6,421 | -4 | | 収納額 143,544,960円 |
| | 女子 2,716 | 2 | | 賞与分再掲 0円 |
| 計 | 9,137 | -2 | 収納率 98.5% | |
| 平均標準給与月額 (円) | 男子 346,080 | -139 | 資産運用 | 信託資産額 2,651,895万円 |
| | 女子 222,871 | -291 | | 修正総合利回り (調整中) |
| 計 | 309,456 | -219 | | ベンチマーク差 (調整中) |
| 受給者数 (人) | 5,073 | 25 | 慶弔金 (累計) | 17件 35万円 |
| 平均年金額 (円) | 421,095 | 1,991 | 保養所利用者数 | 548人 (累計977) |

賞与に対する調定はじまる

平成15年4月1日から、賞与の支給に対して、掛金を徴収するとともに、給付の基礎とすることとなりました。

これにより、事業主に、賞与を支給した場合の届出が義務化されています。

4月・5月において賞与を支給したとして届出がありました事業所は、6件となっています。支給を受けた加入員数は、41名となっています。

これに基づき、平成15年5月及び6月にそれぞれ賞与に係る掛金の調査決定を行い、該当事業所に納入の告知を行ったところです。

また、給付の基礎とするための賞与の支給記録の収録・管理も始めています。

支給月数:0.004月分

賞与の支給事業所の割合は、全事業所数の2.26%、加入員割合では0.45%となっています。

また、給与に対する賞与の支給月数は、全事業所平均で0.004月分となっています。

賞与の支給月数は、現時点での支給割合が小さく、また支給回数が平均2.7回となっていることもあり、1ヵ月分に程遠い状況ですが、今後高まっていくと想われます。

国の制度設計における賞与の支給月数は、年3.6ヵ月とし、給付乗率や保険料率・免除保険料率が設定されています。したがって、支給月数の多寡は、基金の財政に影響を受けることとなります。

資産の受移管完了

政策アセットミックス

| 内債 | 内株 | 外債 | 外株 | その他 |
|-----|-----|----|-----|-----|
| 51% | 22% | 7% | 15% | 5% |

資産額合計:265億1,895万円

政策アセットミックスやシェア変更などに伴う受託機関間での年金資産の受移管は、予定どおり5月30日において完了しました。

シェア変更による受移管は、平成15年3月末の資産額をもって行い、その後、市場の動きなどにより多少の増減が生じましたが、概ね決められたシェア配分となっています。

平成15年5月末における年金資産のシェア配分等の状況

| 運用機関 | 運用形態 | 資産額 | シェア | 摘要 | |
|------------------------|--------|-------------|--------|---------|--------|
| りそな信託銀行 | バランス型 | 136億4,987万円 | 51.5% | パッシブ運用 | |
| UFJ信託銀行 | 国内債特化 | 26億1,487万円 | 9.9% | | |
| みずほ信託銀行 | 国内債特化 | 25億6,004万円 | 9.7% | | |
| 三井アセット信託銀行 | 国内株特化 | 14億9,000万円 | 5.6% | アクティブ運用 | |
| シュロダー投資信託顧問 | 国内株特化 | 15億1,421万円 | 5.7% | | |
| 大和住銀投資信託顧問 | 国内株特化 | 14億9,000万円 | 5.6% | | |
| 明治トレスナーアセットマネジメント | 外国株特化 | 15億7,320万円 | 5.9% | | |
| ニッセイアセットマネジメント | 外国株特化 | 16億2,676万円 | 6.1% | | |
| りそな信託銀行(バランス型)における資産配分 | | | | | |
| 国内債:62% | 国内株:8% | 外国債:14% | 外国株:6% | その他:10% | レンジ±2% |

年金部会・基金問題審議開始?

厚生労働省は、平成15年6月12日に開催された社会保障審議会年金部会(厚生労働大臣の諮問機関)に、「企業年金等について」と題した資料を提出しました。

当資料は、年金部会の委員の要求に基づいての提出ですが、厚生年金基金制度等の現状や問題点(審議視点)が要約的に掲げられています。

基金が要望している内容が含まれており、早期の審議と要望に沿った平成16年の制度改正への反映を期待したいと思えます。

「企業年金等について」(抄) <裏面に続>

II. 厚生年金基金制度

1. 免除保険料率の凍結問題への対応

(1) 免除保険料率等の現状

① 免除保険料率の仕組み

- 免除保険料率は、厚生年金基金が将来の代行部分の給付に必要な費用(給付現価)を、現時点から将来にわたり一定の保険料率(平準保険料率)によって賄うとした場合に必要水準に設定し厚生年金本体の保険料から控除して基金の収入とするもの。
- 従来、厚生年金本体の改正(財政再計算)に併せて、その時点での平均寿命、予定利率等を考慮し、免除保険料率も見直し。
- 平成12年改正では、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結。

② 凍結の状況

- 免除保険料率等の凍結は、次のような影響がある。

直近の平均寿命、厚生年金本体の予定運用利回り等の運用環境の状況等に対応していないため、厚生年金基金には、事前積立に必要な免除保険料となっていない。

- 免除保険料率の凍結解除に際しては、厚生年金本体の保険料率引き上げ、本体財政の状況との関係をどのように考えるかが大きな問題。

(2) 予定利率の変更

- 現在まで、免除保険料率や最低責任準備金算定上の予定利率は、5.5%。平成12年改正で、厚生年金本体の予定運用利回り(名目)は4%となったが、免除保険料率等の凍結に伴い免除保険料率算定上の予定利率は5.5%のままとなっている。
- 仮に、凍結を解除し、予定利率を引き下げて、代行給付の給付債務等を新たな予定利率で評価するとした場合

- ① 今後の免除保険料率は上昇する方向
- ② 過去の加入期間に係る給付債務(凍結前の算定方法による最低責任準備金に相当)も増大する方向が生じるが、どう対応するか。

(3) 死亡率の改善

① 将来の加入期間分

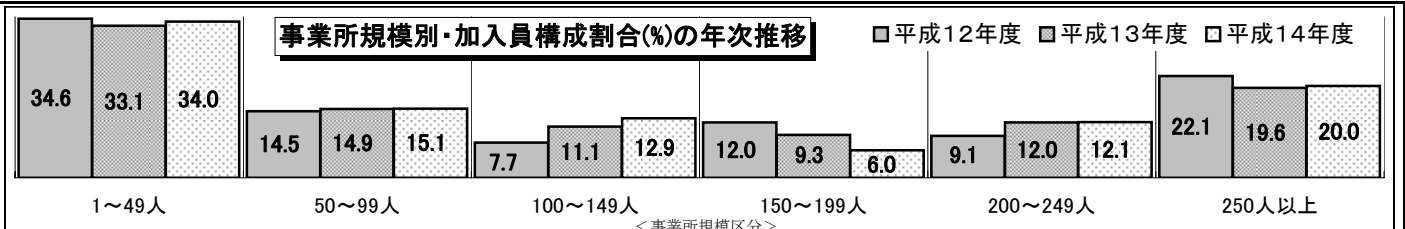
- 従来の免除保険料率の改定においては、死亡率の改善分は、将来の加入期間分について、改正後の免除保険料率に反映(免除保険料率の上昇要因)。ただし、平成12年改正では、免除保険料率凍結により、直近の死亡率改善が免除保険料に反映されていない。
- 従来と同様、今回改正における死亡率改善分を将来に向けて反映させる必要があると考えられるがどう対応するか。(免除保険料率の上昇要因)

② 過去の加入期間分

- 死亡率の改善は、受給者も含め過去の加入期間分の代行給付を増大させる(死差損)が、これについて、どう考えるか。

(4) 免除保険料率の上下限

- 従来、免除保険料率は全基金一律であったが、平成6年改正において、(平成8年4月から)各厚生年金基金の代行給付のコストに応じて厚生年金基金ごとに個別に設定



事業運営 — 適用状況 (2・加入員構成②) —

事業所の規模別でみる加入員構成は、100人規模の事業所に境に、半々となっています。

50人単位の規模別で見ますと、50人未満の事業所における加入員構成が高く、加入員総数の三分の一を超える34%となっています。これは、50人未満事業所割合が85%を占めているためです。

50人以上の事業所規模別にみる加入員構成の傾向は、事業所数との関係で小さくなってきているといえます。ただ、250人以上規模を細分すると、事業所数が少なく(計4件)、1桁台の加入員構成ではありますが、必然的に、事業所規模が大きくなるほど、加入員構成割合は高まっています。

年次別にみる加入員構成は、特に、中間規模区分において変化していますが、これは、事業所数の減と個々の事業所における加入員数の減、加入員数の減による規模別区分の移動が要因と考えられます。

東総基・総合型基金の掛金率を集計

東京都総合厚生年金基金協議会(東総基)は、東京都に所在する総合型厚生年金基金について、平成15年度設定の各基金の年金掛金率を調査・集計しました。

この集計では、基本掛金と特別掛金などの合計掛金率が明らかとされていませんが、基本・特別掛金率のみの単純合計では、51%を超えています。

基本掛金率は8.88%ダウン

基本掛金率の200基金の平均は、40.72%となっており、平成14年度平均(49.6%)より8.88%低くなっています。これは、主に、賞与に対する賦課の導入により、免除保険料率が下げられたことによります。

特別掛金率は2.22%アップ

特別掛金率の200基金の平均は、10.32%となっており、平成14年度平均(8.1%)より2.22%高くなっています。運用環境の悪化による積立不足金の増大が要因と考えられます。

代行型(20基金)における特別掛金率の平均は、当基金の14%よりも1.32%高い15.32%(最低3%・最高54%)となっています。

なお、特別掛金率は、加算型基金よりも代行型基金の平均の方が5.73%も高い状況にあり、運用結果以外の要因もあるようにみうけられます。

平成15年度・総合型基金における掛金率平均

| | 代行型基金 | 加算型基金 | 平均 |
|-------|--------|--------|--------|
| 基本掛金率 | 36.30% | 41.37% | 40.72% |
| 特別掛金率 | 15.32% | 9.59% | 10.32% |

「企業年金等について」(抄) <続>

- することが原則とされた。
- (注) 例えば、年齢構成の高い厚生年金基金では受給までの運用の期間が比較的短い代り代行コストが相対的に高くなる傾向。
- その際、円滑な移行を図る観点から、当分の間の措置として、上下限(2.4%～3.0%)が設けられた。(平成6年改正法附則)
 - 現在、上下限に収まらない厚生年金基金が2割程度存在するが、この問題をどう考えるか。
- (5) 最低責任準備金
- 免除保険料率を見直す場合(基金の代行範囲、予定利率、死亡率等)、見直しの内容によるものの、これにあわせて、最低責任準備金も見直すこととするかどうか。
 - 仮に見直すこととした場合、個々の基金ごとでみると、現行の凍結中の最低責任準備金と見直し後の最低責任準備金との間にギャップが生じるがこれをどう考えるか。
2. 厚生年金基金の解散への対応
- (1) 解散基金の状況
- 近時の経済の低迷による運用環境の悪化や母体企業の経営悪化等を原因に、解散する基金が増加。
- (2) 厚年基金の財政状況
- 近時の資産運用の悪化に伴い、資産(積立金)の額が最低責任準備金を下回っている基金(いわゆる代行割れ基金)が急増。
- (3) 課題
- ① 不足額の納付方法
- 最低責任準備金に対する積立不足について、長期の分割納付の要望があるが、どう考えるか。
 - これについては、分割期間をどの程度認めるか、分割期間における不足額に係る利子をどうするか、といった検討すべき点がある。
- ② 納付すべき額
- 解散時に納付すべき額について、額の特例措置の要望があるがこれについてどう考えるか。
 - これについては、次のような検討すべき点がある。
 - ・ 基金の一般原則(事前積立の考え方による積立金)とのバランス等をどう考えるか。
 - ・ 納付額の特例を認める要件(対象基金)をどのように設定するか。

《 パッシブ運用とアクティブ運用 》

基金用語

「パッシブ運用」は、市場平均並みの収益率をめざす投資戦略です。

パッシブ運用の代表的な手法がTOPIX(東証株価指数)などの市場指数に追随するインデックス・ファンドです。

一方、「アクティブ運用」は、市場における情報を収集、分析することによって、市場平均を上回る収益率を達成する投資戦略です。

当基金の資産運用においては、バランス型や国内債券特化型の運用においてパッシブ運用を採用し、国内株式と外国株式の特化型の運用においてアクティブ運用を採用しています。

当基金の政策アセットミックス(資産構成)は、低リスクによるなどにより、パッシブとアクティブの比率は7:3となっています。

《 バランス型 》

「バランス型」(バランス・ファンド)は、追加型投資信託の一つで、株式、債券、その他資産の三つの構成比率を大きく変化させずに、安定的な収益を追求しながら、株式の成長性を求めて運用するファンドです。

株式の組入れ比率に一定の基準を設定して、株式と債券の二資産で運用するファンドなどもあります。

7月の事業予定

15/厚生労働大臣あて業務報告書の提出

23/第25回財政運営委員会・第37回年金資産運用委員会

中・下旬/第1四半期の運用結果ヒヤリング